三郎元信と申、弘治二年正月、義元の御妹聟に關口刑部少輔殿と申て、今川御一家御座候、其聟に元信を被二仰付一義元の姪聟に御成被レ成候、御官途有、松平藏人元康と御改名被レ成、淸康の康の字を御付被レ成候、

〔松平記〕一同〇永祿五年二月、家康と改名ある、駿河と手ぎれなされ候故也、

〔蒲生氏鄕記〕永祿十一年戊辰氏鄕十三歲鶴千代ト申時、〇中略信長公時々御感アリ、依レ之爲二聟君一信長公彈正忠ノ字ヲ賜、號二蒲生忠三郎敎秀一後改二賦秀一〇中略其後筑前守秀吉公感ジ、高名神妙也トテ、同名ニナシ、號二羽柴飛驒守一ト、然シテ秀ノ字憚有トテ、秀鄕ノ鄕ヲ取テ號二氏鄕一ト、任二參議從四位一

〔東照宮御實紀附錄〕三小栗又一忠政、はじめ庄次郎といひしが、此戰〇姉川役の時年わづか十六歲なり、敵兵一人御側近く伺よるを見て、御物の信國の鎗取てわたりあふ内に、御勢どもあつまり來て、遂に敵を討とりぬ、君〇德川家康庄次郎が、年若けれど心きゝたるを賞せられ、今日の功一番鎗にも越たりとて、その鎗を給はりけり、その後も度々の御陣に、一番鎗を入しかば、又一かと仰有て、名を又一と改めしとぞ、又大塚甚三郎某は、敵と鎗を合せしに、己が鎗折ければ、敵の鎗取てその敵突伏しを御覽じ、又ない働を仕たるぞ、又内〳〵と仰有て、是もこれより又内と改稱す、大久保荒之助忠直も、敵の鎗取て奮戰せしかば、荒が事を仕たると仰られて、金の御團扇を賜ひしより、荒之助と改稱す、

〔先哲叢談續編〕二田止邱

磐鴻笠澤筆塵云、田麟字一角、與二長崎僧玄光一論二辨聲律一爲レ之説破、不レ能レ發レ口、世之所レ傳、儒釋筆陣是也、林鵞峯讀二其答問一嗔二筆鋒萎弱一曰、麟一角、今當レ作レ犀、自レ是而後更二名犀一

以神佛號及佛語爲名

〔日本書紀〕二十五孝德白雉五年二月、遣二大唐一押使大錦上高向史玄理、〇中略判官大乙上書直麻呂、宮首阿彌陀、〇中略田邊史鳥等、分二乘二船一